

(表)

農地等権利移動許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

光市農業委員会会長 様

譲受人 住所 〇〇市大字〇〇XXXX番地
(借受人) 氏名 長州 次郎
(国籍: 日本)

申請者

譲渡人 住所 〇〇市〇〇町XXXX番地
(貸付人) 氏名 山口 太郎

下記のとおり農地等の権利移動の許可を受けたいので、農地法第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

土地の表示等	市町	大字	字	地番	地目		面積	利用 状況	所有者	耕作者	備考
	登記簿		現況								
	〇〇	〇〇	〇〇	XXXX	田	田	820㎡	一毛作	山口太郎	長州次郎	賃借権
	〇〇	〇〇	〇〇	XXXX	田	田	750㎡	一毛作	山口太郎	長州次郎	—
	〇〇	〇〇	〇〇	XXXX	田	田	240㎡	普通畑	山口太郎	長州次郎	—
現況地目		田			畑		採草放牧地		計		
別面積		1, 570㎡			240㎡		—㎡		1, 810㎡		
権利移動の区分		所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他（ ）									
譲受人（借受人）及びその世帯員等が現在耕作し、又は所有している農地等	区分			田（A）		畑（B）		計（A）+（B）		採草放牧地	
	耕作地（所有地）①			5,800㎡		1,100㎡		6,900㎡		—㎡	
	耕作地（借地）②			2,050㎡		0㎡		2,050㎡		—㎡	
	計 ①+②			7,850㎡		1,100㎡		8,950㎡		—㎡	
	貸付地 ③										
合計 ①+②+③		7,850㎡		1,100㎡		8,950㎡		—㎡			
申請書作成者	氏名（法人にあっては担当者の職氏名）			長州 次郎				※農業委員会受付欄			
	勤務先（法人にあってはその事業所）の名称			—							
	電話番号			〇〇局〇〇〇〇番							

(裏)

申請者の職業若しくは業種又は業務内容	譲受人（借受人）	農業						
	譲渡人（貸付人）	無職						
農地等の権利移動をしようとする事由	譲受人（借受人）	以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申出があったので、これに応じることとした。						
	譲渡人（貸付人）	高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もいないことから、賃借人に譲り渡すこととした。						
農地等の権利移動に係る契約の内容	契 約 の 種 別	売買 贈与 交換 賃貸借 使用貸借 その他（ ）						
	権利の設定又は移転の時期	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日						
	売買価格又は年間賃料及び契約期間	〇〇〇,〇〇〇 円 年 月 日から 年 月 日まで						
農 作 業 に 従 事 する者の状況	譲 受 人 (借受人) 及びその 世帯員等	氏 名	年齢	続柄	職 業	農 作 業 経 験 年 数	通 作 距 離	年間農作業 従 事 日 数
		長州次郎	49	本人	農業	25年	2km	250日
		幸子	47	妻	農業	20年	2km	150日
	雇 用 等 に よ る 従 事 者	区 分	年間延べ人数	平均農作業 経 験 年 数	平均通作距離	年間延べ農作業 従 事 日 数		
		現 在	人	年	km	日		
		増員予定						
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	譲受人は〇〇土地改良区へ加入予定							

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書
- 4 公図の写し
- 5 権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、法人調書
- 6 営農計画書
- 7 耕作証明書
- 8 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、当該権利移動に係る契約書の写し
- 9 その他（ ）

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記入すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。
- 3 「土地の表示等」欄の「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
- 4 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容を記入すること。
- 5 「権利移動の区分」欄及び「農地等の権利移動に係る契約の内容」欄の「契約の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

参考様式 1

申請者の住所、氏名、職業等

当事者区分	住所又は所在地	職業又は業種	氏名又は名称
譲受人 (借受人)			
譲渡人 (貸付人)			

注 1 この様式は、許可申請書の申請者の記入欄が不足する場合に使用すること。

2 記入欄が余る場合は、「以下余白」と記載すること。

3 削除

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

「農地等権利移動許可申請書」の
「土地の表示等」欄が不足する場合に記入

参考様式 2

申請に係る土地の表示等

[illegible]

注 1 この様式は、許可申請書の土地の記入欄が不足する場合に使用すること。

2 記入欄が余る場合は、「以下余白」と記載すること。

3 削除

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

事業の内容	区分	現 在		権利取得後				
	農 畜 産 物 の 名 称	水稻		水稻				
	農 業 関 連 事 業	稲作作業受託		稲作作業受託				
	そ の 他 事 業	小売業		小売業				
	事業年度	農 業		農業以外の事業				
	3 年 前 (実 績)	18,920,650円		－円				
	2 年 前 (実 績)	17,290,860円		－円				
事業の状況	売上高	1 年 前 (実 績)	18,235,770円		1,750,650円			
		申 請 年 (見 込 み)	19,000,000円		3,500,000円			
		2 年 目 (見 込 み)	19,500,000円		4,000,000円			
		3 年 目 (見 込 み)	20,000,000円		4,500,000円			
		氏 名 又 は 名 称	議決権 の 数	法人に対する農地 等の提供の状況	法人が行う農業への 年 間 従 事 日 数	法人に対する 農 作 業 の 委 託 の 状 況		
		権利の種類	面 積	前年度実績	見 込 み			
		農 業 関係者	山口太郎	100	賃借権	500a	250日	250日
長州次郎	100	賃借権	500a	250日	250日	なし		
山口花子	50	－	－a	60日	60日	なし		
農業 関係者 以外の 者	氏 名 又 は 名 称	議決権 の 数	氏 名 又 は 名 称	議決権 の 数	氏 名 又 は 名 称	議決権 の 数		
業務執行役員 状況	役 職	氏 名	住 所	年間農業従事日数		年間農作業従事日数		
				前年度実績	見 込 み	前年度実績	見 込 み	
	理事長	山口太郎	〇〇市〇〇XXXX番	250日	250日	150日	150日	
	理事	長州次郎	〇〇市〇〇町〇番〇号	250日	250日	150日	150日	
	理事	山口花子	〇〇市〇〇XXXX番地	60日	60日	60日	60日	
使用人 状況	役 職	氏 名	住 所	年間農業従事日数		年間農作業従事日数		
				前年度実績	見 込 み	前年度実績	見 込 み	
その他参考となるべき事項								

- 注 1 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、「構成員の状況」欄は、記入を要しないこと。
- 2 「構成員の状況」欄の「農業関係者」欄は、農地法第2条第3項第2号イからチまでのいずれかに該当する者について記入すること。
- 3 「使用人の状況」欄は、「業務執行役員」のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記入すること。
- 4 法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

農地等に係る 権利の取得の目的 及び経営の方針	出身地にUターンしたことから、自己所有農地の周辺の農地及び休耕地を新たに取得し、営農活動に力を入れる。
作目及び利用計画	水稻を作付けするほか、休耕地は畑地転換し、ブロッコリーを栽培する。 将来は、更に規模拡大し、ハウス野菜を栽培する予定。
必要な作業及び その従事者並びに 労力の確保の方法	耕起から収穫までの一連の作業を夫婦で行う。 繁忙期には、同じ集落の農家2名の応援を要請するほか、土・日に息子夫婦が手伝うこととしている。
通作の距離、 時間及び方法	申請地は自宅から約2kmの距離にあり、車で5分程度である。 軽トラックで通作する。
農機具の保有 状況、購入予定 及び保管場所	耕うん機1台、草刈機2台、田植機1台、コンバイン1台及び軽トラック1台を保有している。 農機具は、自宅の農業用倉庫に保管する。
農作物の出荷先	JA〇〇に出荷するほか、営農組合で運営する直売所で販売する。 (販売予定がない場合は「自家消費の予定」と記入)
農業協同組合及び 農業共済組合への 加入状況（予定）	JA〇〇及び〇〇共済組合に加入している。 (未加入の場合は今後の加入予定を記入)
周辺地域における 農地等の利用に 対する影響及び その調整の状況	水利組合に加入し、水利調整を図る。 また農業の使用について周辺の営農者と定期的に話し合い、お互いに悪影響が出ないように努める。
地域の農業に おける他の農業 者との役割 分担の計画	【※譲受人が法人の場合に記入】 集落内で行われる鳥獣被害防止対策に協力する。 また、成果物集積場等の共同利用施設について、規約を遵守し、他の農家と協調して行う。
その他参考と なるべき事項	

注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。

2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※譲受人が既に農地を所有している場合、
若しくは借地を営農中である場合に作成

耕 作 証 明 書

土地の所在	地番	地目 (現況)	面積	利用 状況	普 通 収穫高	所有者 (耕作者)	権利の 種 類	休耕している 場 合 の 理 由	※台帳 照合								
		()	㎡		kg/10a	()											
		()				()											
		()				()											
		()				()											
		()				()											
		()				()											
		()				()											
		()				()											
合 計																	
面 積 の 内 訳		現に耕作している農地等			㎡ (うち借地 ㎡)												
		現に耕作していない農地等			㎡ (うち貸付地 ㎡)												
私（世帯員等を含む。）が現在耕作し、又は所有している農地及び採草放牧地は、上記のとおり相違ないことを証明してください。 年 月 日 申請者 氏名																	
※上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 農業委員会 印																	

注 1 削除

2 「土地の所在」欄は、当該土地に係る市町、大字及び字の名称を記入すること。

3 「地目（現況）」欄は、登記簿地目を記入し、（ ）内に現況地目を記入すること。

4 「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。

5 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、使用貸借権又は地上権の別を記入すること。

6 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有・ 無
② 第4条(農地の転用の制限)	有・ 無
③ 第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有・ 無
④ 第 42 条(措置命令)	有・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 15 条の2(農用地区域内における開発行為の制限)	有・ 無
② 第 15 条の3(監督処分)	有・ 無

(3) 種苗法(平成 10 年法律第 83 号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害(第 20 条及び第 25 条参照)	有・ 無

(4) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条(使用の禁止)	有・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容
<有の場合記入>	<違反の詳細を記入>

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・ 無			

(記載要領)

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1の（1）②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者も含めて記載してください。
- 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去 3 年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

※農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）説明資料

令和７年４月１日施行の改正農地法により、【農地法第３条第２項第１号】の判断要素（全部効率要件）の項目に「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況」が追加されました。

農業関係法令の遵守状況について、許可申請時において、法令違反がないことを「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）」により申告してください。

申告の対象は、農地の権利取得者における下記の項目に対する違反の有無についてです。

（１）農地法第３条、第４条、第５条違反、違反転用等

①第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

→耕作目的で農地の権利移動をする際は農業委員会の許可が必要です。

②第４条（農地の転用の制限）

→農地を耕作以外の目的で利用する際には農業委員会の許可が必要です。

③第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

→農地を耕作以外の目的で利用し、かつ権利移動を伴う際には農業委員会の許可が必要です。

④第４２条（措置命令）

→病虫害の発生などの理由により周辺の営農環境に支障が出た場合、原因となる農地の所有者等は、市町村長の命令に基づき、対策や対処をする必要があります。

（２）農業振興地域の整備に関する法律の開発許可違反

①第１５条の２（農用地区域内における開発行為の制限）

→農用地区域内の農地において開発行為を行う場合には、あらかじめ県知事の許可を受ける必要があります。

②第１５条の３（監督処分）

→県知事の許可なく農用地区域内の開発を行ったり、虚偽の申請で許可を受けたりした場合には、県知事の命令に基づき、その農地を復旧する必要があります。

（３）種苗法の育成者権侵害

育成者権又は専用利用権の侵害（第２０条及び第２５条参照）

→自分が育成した品種を品種登録した場合、その品種は自分が独占して栽培することができ（第２５条）、その権利は同じ形質を持つものにも及びます（第２０条）。

（４）農薬取締法第２４条違反

第２４条（使用の禁止）

下に掲げる項目の表示された農薬又は指定の特定農薬以外の農薬使用不可

→①登録番号 ②登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度 ③内容量 ④登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法 ⑤水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字 ⑥人畜に有害な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法 ⑦生活環境動植物に有害な農薬については、その旨 ⑧引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨 ⑨農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項（⑥に掲げる事項を除く。） ⑩農薬の製造上の名称及び所在地 ⑪最終有効年月 以上①から⑪全ての項目が表示された農薬、若しくは指定された特定農薬以外の使用は認められていません。